

住み慣れた地域で安心して元気に暮らすために



隣のあの人も
取り組んでいますよ

知っ得・やっ得

健康づくりポイント 満載

(いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業)

いなべ市 介護予防 日常生活支援総合事業

検索

右のQRコードをスマートフォンなどで読み取るとトップページに繋がります⇒



⇐高齢世代の健康づくりに役立つ運動・栄養・口腔ケアなどの情報も紹介しています

問い合わせ先:0594(86)7818 地域包括支援センター

いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の概要

平成27年(2015年)の介護保険法改正により、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援する「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」が創設されました。

いなべ市では、以下のサービスを総合事業のサービスとして実施しています。

◆介護予防・生活支援サービス事業

「介護予防・生活支援サービス事業」は、状態の改善や悪化を防ぐことを目的としたサービスです。出来ないことを支援するだけでなく、利用者本人が出来ることを増やし、自立した生活を送れるよう支援します。

対象者

- ① 要介護認定で「要支援1・2」と認定された方
- ② 要介護認定で「非該当」となった方、または要介護認定を受けていない方で、「基本チェックリスト」に該当し、「事業対象者」と判定された方

※40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、要支援認定が必要になります。



事業内容の例

	類型	実施方法	事業名	利用料
通所型サービス	現行の通所介護相当	事業者指定	介護予防通所介護相当	1割
	多様なサービス			
	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	委託	こころとカラダを元気にする 介護予防教室「はつらつ教室」	300円/回
	通所型サービスB(住民主体)	補助	四季の家	無料
訪問型サービス	現行の訪問介護相当	事業者指定	介護予防訪問介護相当	1割
	多様なサービス			
	訪問型サービスA(緩和基準)	委託・直接	作業療法士・管理栄養士・ 歯科衛生士訪問	300円/回
	訪問型サービスB(住民主体)	補助	ハートキャッチ いなべ 年会費:1,000円	・家事援助 ・話し相手 ・見守り ・ゴミ出し支援 など
・買物支援(送迎付き)				(団体が定める額) 300円/30分
・院内支援(送迎付き)				(団体が定める額) 900円/60分

※一定以上所得のある方は、利用料が2割・3割になります。

◆一般介護予防事業

「一般介護予防事業」は、要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上の方を対象として事業を行います。

心身機能の低下を防ぎ、介護が必要な状態にならないよう、また、介護が必要な状態になる時期を遅らせるよう支援します。

対象者

65歳以上(第1号被保険者)のすべての方



事業内容の例

事業名	実施方法	内容	利用料
にこやか集会所コース	委託	専門のコーディネーターが各地区の集会所等で6ヶ月間、週2回の運動機能向上プログラムを実施します。	なし
運動コース	委託	員弁老人福祉センター(集会室)と北勢市民会館(視聴覚室)を主会場として、週1回、体操を主にした介護予防プログラムを実施します。	200円/回
いろいろコース	委託	ふじわらデイサービスセンター内にて、体操、脳トレ、園芸など幅広い分野の介護予防活動を実施します。	500円/回
青空ひろば	委託	ふじわらデイサービスセンター内にて、地域住民が気軽に参加し活躍できる集いの場を開催します。	内容による
(通いの場)	内容		
元気リーダーコース		「元気リーダー」が中心となり、地元自治会の協力を得ながら各地区の集会所等で「元気づくり体験」を実施しています(市内85ヶ所)。	
はつらつクラブ		介護予防を目的に、集まった人同士でおしゃべりやレクリエーションをしています(市内8ヶ所)。	

その他の地域支援事業

包括的支援事業

地域包括支援センターの運営事業のほか、地域ケア会議の充実と、次の3つの事業を推進します。

- ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援サービスの体制整備

任意事業

介護サービス等の適正な利用に向けた取り組みや、高齢者のさりげない見守りに関する取り組みを推進します。

お問い合わせ

いなべ市役所 福祉部 長寿福祉課

TEL 0594-86-7819

いなべ市地域包括支援センター

TEL 0594-86-7818

いなべ市地域包括支援センター いなべ総合病院支所

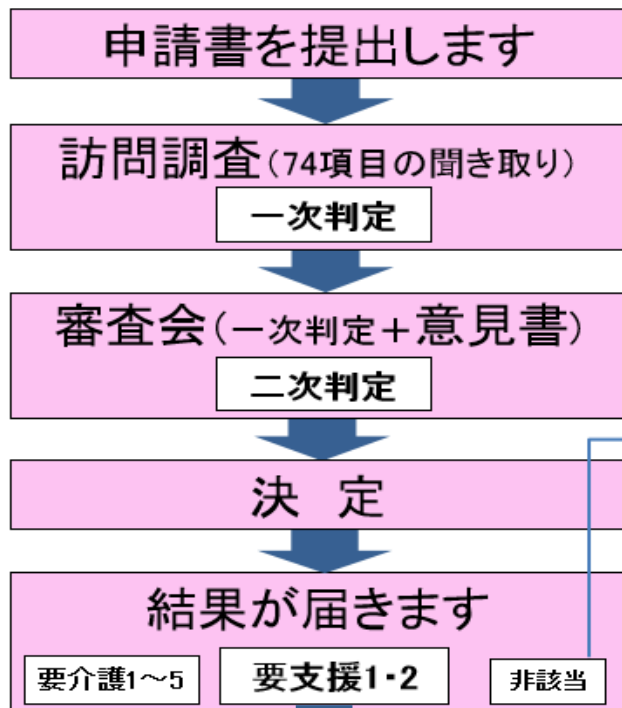
TEL 0594-72-2000(代)

いなべ市地域包括支援センター 日下病院支所

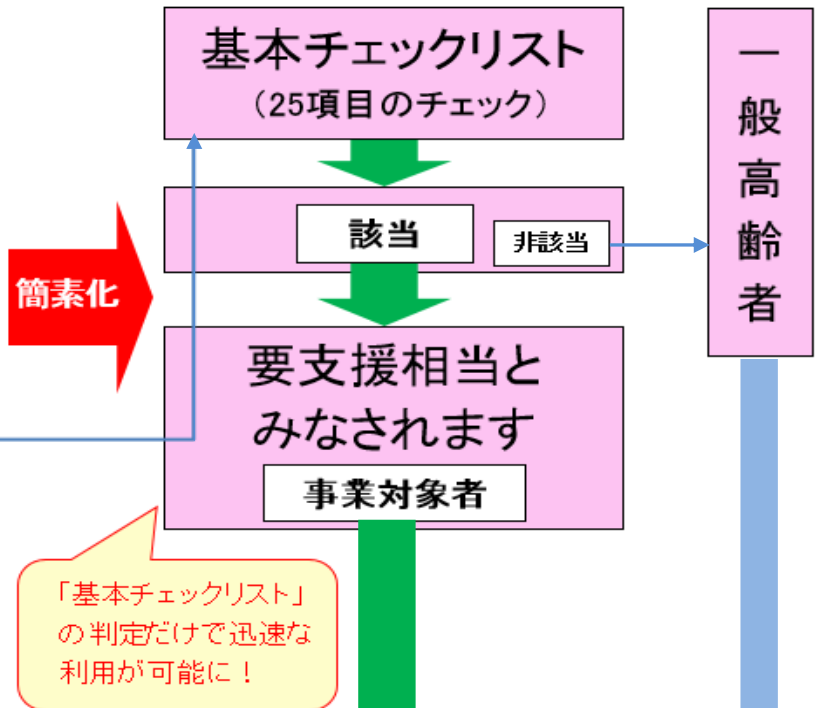
TEL 0594-72-6143

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の利用の流れ

介護保険申請の流れ



(要支援相当と思われる方が) 総合事業だけを利用する場合



地域包括支援センターが介護予防マネジメントを実施

介護予防サービス

- 従来の介護予防給付のサービス

このうち、
介護予防訪問介護と、
介護予防通所介護は、
介護予防・生活支援サービス事業に移行します

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
 - ・ 訪問介護(ヘルパーサービス)
 - ・ 専門職訪問
 - ・ 生活支援(住民主体型訪問-ハートキャッチいなべ) など
- 通所型サービス
 - ・ 通所介護(デイサービス)
 - ・ 介護予防教室 など

一般介護予防事業

- にこやか集会所コース
- 運動コース
- いろいろコース
- 青空ひろば

通いの場

- 元気リーダーコース
- 四季の家
- はつらつクラブ など

介護予防給付

介護予防・日常生活支援総合事業